

給湯器の「点検商法」にご注意！

「点検商法」とは、「点検」と称して、電話や訪問により、「工事が必要」、「このままでは危険」など不安を煽り、契約をさせる商法です。最近では、給湯器や分電盤、屋根などについての事例があります。

例えば、業者から突然「給湯器の法定点検を無料で行う」と電話があり、「法定」ならやむを得ないと業者の来訪を承諾。自宅に来た業者は「このままでは、危険な状態だ」とうそをついて、必要のない機器の交換や修理を迫り、高額な代金請求をします。

相手のペースに乗せられてはいけません。現在、ガス給湯器に「法定点検」はありません。

被害に遭わないために！



1

電話や訪問で契約を迫る業者とは安易に契約しない。

2

電話で訪問を承諾してしまったら、業者が訪ねてもドアは開けずにインターフォン越しにきっぱり断る。

3

その場ですぐに契約せずに、家族など信頼できる人に相談する。

4

本当に交換や修理が必要かはメーカーに相談する。

5

機器の交換、修理が必要な場合は相見積もりを取るなど慎重に対応する。

6

契約をしてしまっても、クーリング・オフなどができることがあるので、早めに消費生活センターに相談する。

お問い合わせ

世田谷区消費生活センター

相談専用電話：03 - 3410 - 6522

高齢者(65歳以上)専用電話

：03 - 5486 - 6501

月～金(電話・来所)午前9時～午後4時30分

土(電話のみ)午前9時～午後3時30分